平成２７年（フ）第６９号
大分県中津市大字東浜768番地４　エステート中津マンション　306号
債務者　塚原　勝吉
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月10日午後１時40分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１３２３号
岐阜県各務原市蘇原新栄町１丁目83－２
債務者　柴田　慶子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３２４号
東京都杉並区高円寺北２丁目２－９－402
債務者　渋谷まどか
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７７号
東京都あきる野市伊奈994番地３
債務者　峯岸　充幸（旧姓小武）
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月９日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０７７号
東京都府中市緑町１丁目30番地の４コーポ希201
債務者　仲田　綾子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５号
東京都東村山市廻田町４丁目19番地廻田町４丁目アパート１－406
債務者　山崎　文義
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６号
東京都東村山市廻田町４丁目19番地廻田町４丁目アパート１－406
債務者　山崎　茂子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８２６号
東京都多摩市豊ヶ丘１丁目35番地の10ＣＡＳＡ柊404
債務者　田中　幸恵（旧姓秋元）
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月10日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２号
東京都東村山市美住町１丁目４番地18Ｋ－631
債務者　清水　理恵
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月10日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２３０６号
神奈川県藤沢市遠藤3646番地の２
債務者　佐藤三八子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３３３号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜２丁目２番17号
債務者　高橋　朝穂
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７８号
静岡県湖西市吉美2850番地の３　市営川尻住宅102
債務者　川崎　厚子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
栃木県佐野市新吉水町417番地１　中田アパート10号棟
債務者　小暮　　修（旧姓駒田）
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第２３０３号
横浜市青葉区奈良町2913番地　奈良北団地８棟201号
債務者　柴田　弘子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８５号
栃木県下野市薬師寺1171番地９
債務者　倉持　康紘
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係